

シリーズ

介護保険

・・・第5回・・・

介護保険制度改正について

問合先 高年介護課 ☎35-3178

地域包括 ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるようにするため、住まい・医療・介護・予防・生活支援がそれぞれの役割に基づき互いに関係しながら、また連携しながら一体的に提供される体制のことです。

この地域包括ケアシステムは、図1のように地域における生活の基盤となる「すまい」「生活支援」をそれぞれ、植木鉢、土と捉え、専門的なサービスである「医療」「介護」「予防」を植物と捉えることができます。植木鉢・



図1 地域包括ケアシステム

介護保険制度は3年を1期ととらえ、3年ごとに制度の見直しがされています。平成27年4月には第6期にあたる制度改正が行われ、この内容を踏まえ、市の老人福祉計画・介護保険事業計画も策定しています。今回は、次期制度改正における主な施策（見直しのポイント）について紹介します。

土のないところに植物を植えても育たないのと同様に、高齢者のプライバイシーと尊厳が守られた「すまい」の提供と安定した日常生活を送るための「生活支援」が基本的要素となり、そのような養分を含んだ土があった初めて、専門職による「医療」「介護」「予防」が効果的な役目を果たすものと考えられています。

次期制度改正では、全国一律で実施されている予防給付（要支援認定者が利用する訪問介護・通所介護に限る）を市町村が取り組む地域支援事業へ平成29年4月1日までに移行することとなっており、市では平成28年4月より移行する予定としています。

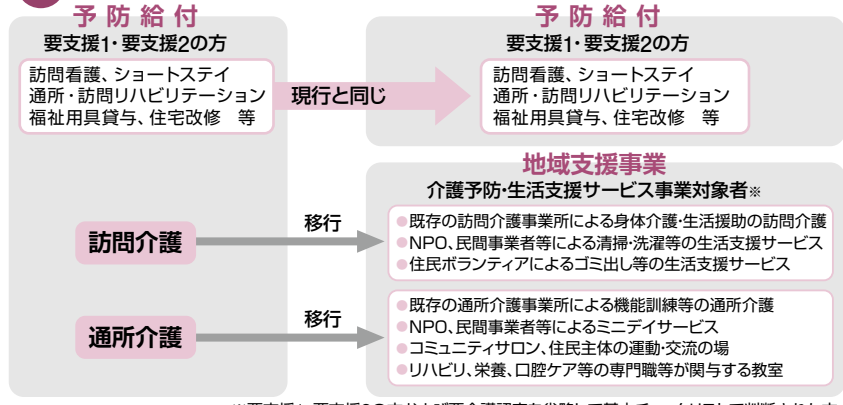
サービス内容については、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPOや民間企業、ボランティアなどによる多様なサービス提供を検討しており、サ

市では、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う地域包括支援センターについて、平成27年度より高山市社会福祉協議会へ委託することとしており、委託後は各支所地域に専門職を配置するなどにより、高齢者の増加や、多様化する福祉・介護などの相談に対する体制の強化を図り、支援が必要になるおそれのある方には、介護や医療、福祉などのサービスを効果的に活用し、個々に応じたきめ細かな支援を行うこととしています。

介護予防・生活支援の 取り組み強化

市では、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う地域包括支援センターについて、平成27年度より高山市社会福祉協議会へ委託することとしており、委託後は各支所地域に専門職を配置するなどにより、高齢者の増加や、多様化する福祉・介護などの相談に対する体制の強化を図り、支援が必要になるおそれのある方には、介護や医療、福祉などのサービスを効果的に活用し、個々に応じたきめ細かな支援を行うこととしています。

図2 予防給付



※要支援1・要支援2の方および要介護認定を省略して基本チェックリストで判断された方。注)地域支援事業の内容はイメージです。

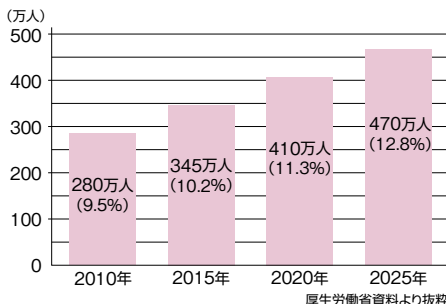
認知症高齢者に対する 取り組み強化

国では、高齢者数（65歳以上人口）の増加に伴い、認知症高齢者数も増加していくと推計されています（図3参照）。市では、認知症ケアパス（認知症の状態に応じた医療や介護

サービスの低下にならないよう効果的・効率的な事業に取り組んでいきます（図2参照）。

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数の推計（カッコ内は65歳以上人口対比）

※日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態。



サービスのアクセス方法やどのような支援を受けることができるかを示したもの）の普及に努めるとともに、認知症高齢者およびその家族への支援を早期に対応できるように体制を整備していく予定です。また、認知症疾患医療センター（須田病院）を中心とした医療機関との連携強化も図っていくこととしています。